

(様式B1-3)

技術提案書（維持管理・運営業務）

3. 汚水処理施設

汚水処理施設の維持管理について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、次の点に関する説明を含めて具体的に記載してください。

- (1) 汚水処理施設の維持管理に係る各業務の仕様を簡潔に記述してください。
- (2) 各単位装置に係る保守点検作業の概要について、「別添-4保守点検作業の概要記入例」に基づき、記述してください。

【留意事項】

「別添-4保守点検作業の概要記入例」は、書式の参考として提示するものであり、例示する内容は本事業とは関係ありません。
(A-4 4枚以内)

提案受付番号：

(様式B1-4)

技術提案書（維持管理・運営業務）

4. 長期修繕計画

長期修繕計画について、「要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、次の点に関する説明を含めて具体的に記載してください。

- (1) 「様式B1-4-2」に基づき、長期修繕計画を作成してください。
- (2) 各施設、機器の耐用年数等を含め、作成した長期修繕計画の妥当性について記述してください。
(A-4 3枚以内)

提案受付番号：

6 様式B J-1技術提案書（事業計画その他）

BJ-1	1	事業収支計画
BJ-1-2	1-2	事業収支計画
BJ-1-3	1-3	事業スキーム図
BJ-2	2	資金調達計画
BJ-2-2	2-2	SPC調達資金利及び調達額の算定
BJ-2-3	2-3	資金調達の方法
BJ-3	3	リスク管理対処
BJ-3-2	3-2	リスク管理方針
BJ-4	4	本事業の早期効果発現のための措置
BJ-5	5	地域振興に対する貢献

(様式B 1-4-2)

長期修繕計画書

項目	単価(A)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	15年累計	H37	H38	H39	H40	H41	20年累計	B/A		
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	計(B)	16	17	18	19	20		(%)		
管路施設																										
管路施設 ポンプ 施設																										
管路施設 真空 ポンプ																										
汚水処理 施設 土不施設																										
汚水処理 施設 構築																										
汚水処理 施設 機械設備																										
汚水処理 施設 電気設備																										
汚水処理 施設 構内整備施設																										
修繕費 合計																										
修繕更新のサービス対価																										

※1 日常修繕及び部分修繕等の修繕に要する費用の計画を作成してください。
 ※2 事業期間は15年ですが、20年間の長期修繕計画としてください。
 ※3 修繕費用は、平均化した数ではなく、実際に発生する年度の支払額を記載してください。
 ※4 消費税は含めず記載してください。インフレ率、割引率は考慮しないようにしてください。
 ※5 修繕更新のサービス単価は、5年毎平均化すること。5年毎3期の各期の金額に修正をつけることは可能です。
 ※6 A2版横書きで作成し、必要に応じて欄数又は枚数を増やしてください。(A4サイズに折込み)

提案受付番号:

事業収支計画

(単位:円)

事業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	合計	
1 損益計算書	営業収入	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	サービス購入料収入																				
	建設委託料(当該年度分)																				
	建設委託料(過年度分)																				
	維持管理委託料(修繕・更新業務を除く)																				
	維持管理委託料(修繕・更新業務)																				
	その他の収入																				
	営業費用																				
	維持管理・運営費																				
	修繕費																				
	公租公課																				
	別添原価																				
	営業外収入																				
	貸金運用収入																				
	営業外費用																				
支払利息(借入金1)																					
支払利息(借入金2)																					
支払利息(短期借入金)																					
営業外損益																					
税引前当期利益																					
法人控除																					
税引後当期利益																					

事業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	合計
2 資金計算書	資金調達																			
	税引後当期利益(▲損失)																			
	割当金																			
	出資金																			
	借入金(借入金1)																			
	借入金(借入金2)																			
	借入金(短期借入金)																			
	資金使済																			
	施設整備費用																			
	設計費																			
	工事費																			
	その他																			
	借入金返済(借入金1)																			
	借入金返済(借入金2)																			
	短期借入金返済																			
当期ネットキャッシュフロー																				
積当																				
配当後キャッシュフロー(内部保留金)																				
キャッシュ																				

事業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
借入金残高(借入金1)																			
借入金残高(借入金2)																			
短期借入金																			
借入金残高合計																			
借入金返済																			
借入金返済合計																			
借入金残高(期末)																			
借入金残高(期初)																			
借入金残高(期末)																			
借入金残高(期初)																			
借入金残高(期末)																			

事業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	合計
市の支払うサービス購入料																				
現在の借入金残高(割引率4.0%)		1,0000	0.9515	0.9245	0.899	0.8546	0.8219	0.7903	0.7599	0.7307	0.7026	0.6756	0.6496	0.6246	0.6006	0.5775	0.5553	0.5339	0.5134	
市の支払うサービス購入料(現在の借入金残高に割引率を適用)																				

*1 必ず記入して、項目を漏れずには記載してください。
 *2 他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ってください。
 *3 消費税は含めないでください。
 *4 A3版横書き(A4サイズに折込み)で作成してください。

提案受付番号: _____

(様式B J-1)

技術提案書(事業計画その他)

1. 事業収支計画

本事業のスキーム及び事業収支計画について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、以下の様式に記入の上、提出してください。
 (1)「様式B J-1-2」に基づき、事業収支計画書を作成してください。
 (2)「様式B J-1-3」に基づき、事業スキーム図を作成してください。
 【留意事項】
 (1) 本様式の提出の必要はありません。

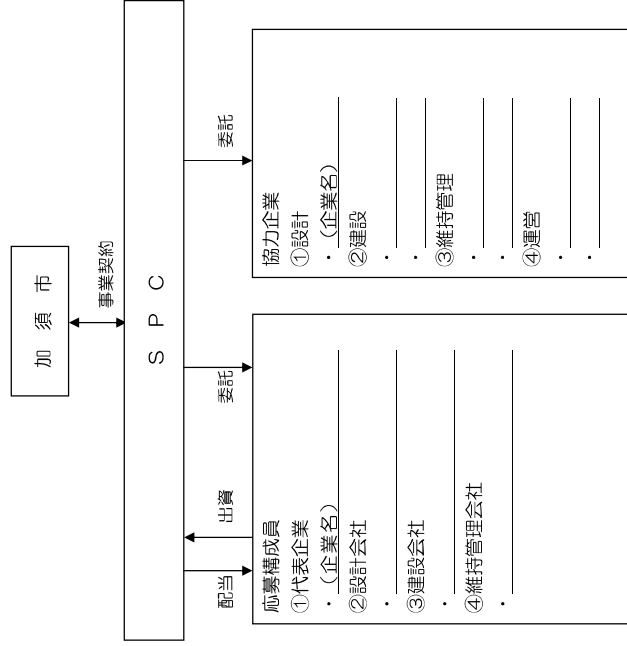
提案受付番号: _____

(様式B J-1-3)

1-3 事業スキーム図

以下の記入例に事業スキーム図を作成してください。

※事業スキーム図記入例



※ 協力企業とは応募者の構成員でない者で、業務の一部を受託または請け負う者をいいます。

提案受付番号： _____

(様式B J-2)

技術提案書 (事業計画その他)

2. 資金調達計画

本事業の資金調達計画について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、以下の様式に記入の上、提出してください

(1)「様式B J-2-2」に基づき、SPC調達資金の提案金利及び調達額を記入・計算してください。

(2)「様式B J-2-3」に基づき、資金調達方法を説明してください。

【留意事項】

(1) 本様式の提出の必要はありません。

提案受付番号： _____

(様式B J-2-2)

技術提案書（事業計画その他）

2-2 建設委託料（過年度分）の金利及び調達額の算定

(1) 地方債に係る負担額

- ・ 金利： () (平成18年10月2日時点)
- ・ 金利負担額 円 … ①

(2) 建設委託料（過年度分）に係る負担額

- ・ 提案金利： () ()
- ・ 金利負担額 円 … ②
- ・ 融資に係る手数料 円 … ③
- ・ 負担総額 円 … ④ (②+③)

※ 金利負担額の計算にあつては算集要項別紙1第2を参照してください。

※ 建設委託料（過年度分）の提案がある場合は①>④となっていることを確認してください。

※ 複数の金利提案がある場合は、適宜、記入欄を追加してください。

(3) 建設委託料（過年度分）の金額

項目	算式	金額
設計費	(a)	
工事費	(b)	b=c+d
補助対象事業費	(c)	
非補助対象事業費	(d)	
その他施設整備に係る費用	(e)	
国庫補助金	(f)	(c+(a+e)×c/b)×0.5
埼玉県交付金	(g)	(c+(a+e)×c/b)×0.075
受益者負担金	(h)	(a+b+e)×0.085
建設委託料（過年度分）	(i)	
地方債	(j)	(a)+(b)+(e)-(f)-(g)-(h)-(i)

※ 金額は、(a)+(b)+(g)+(h)+(i)となっていることを確認してください。

※ 各項目の金額は、価格提案書様式と整合をとってください。

※ 建設委託料（過年度分）について提案がない場合は、0を記入してください。

※ 建設委託料（過年度分）について複数の金利提案がある場合は、提案毎に金額がわかるように適宜記入欄を追加してください。

提案受付番号：

(様式B J-2-3)

技術提案書（事業計画その他）

2-3 資金調達の方法

1) 資本金の内訳

資本金について、その内訳を記載してください。

出資者名	出資金額	議決権割合	備考
	円	%	
	円	%	
	円	%	
	円	%	
計	円	100%	

※1 必要に応じて欄数を追加してください。

※2 %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの数値を示してください。

※3 優先配当株等、特に記述すべきことがあれば備考欄に記載してください。

2) 建設委託料（過年度分）の内訳

A 資金調達方法

建設委託料（過年度分）の資金調達方法について、調達種別毎に金額と借入条件等を記載してください。また、金融機関からの借入を計画している場合は、当該金融機関の「関心事務明書」または「融資確約書」を、融資の前提条件等も含めて添付・提出してください。

資金1	借入先	調達金額	借入条件	保証、担保等	備考	円
資金2	借入先	調達金額	借入条件	保証、担保等	備考	円
調達金額計						円

※1 必要に応じて欄数を追加してください。

※2 借入先の欄には、現在検討している調達先を具体的に記載してください。また、プロジェクトファイナンスの場合はその旨を明記してください。

※3 借入条件の欄には、金利(%・固定・変動)、借入時期、借入期間、据置期間、返済方法(元利均等・元金均等)、返済回数等を記載してください。

※4 借入金の返済に優先劣後順位がある場合は、備考欄にその旨を明記してください。また、保証条件その他特筆すべきことがあれば記述してください。

I 調達先との協議状況について

応募提案時における、調達先との協議の状況（資金調達額、金利確保の確実性等）について記載してください。

※ 必要に応じて枚数を追加してください。

提案受付番号：

(様式B J-3)

技術提案書 (事業計画その他)

3. リスク管理対応

本事業のリスク管理対応について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、「様式B J-3-2」に基づき、リスク管理方針を記入してください。
 【留意事項】
 本様式の提出の必要はありません。

様式B J-3-2

技術提案書 (事業計画その他)

3-2 リスク管理方針

SPCの分担するリスクの管理に関する方針、リスクへの対応等について、以下の書式に沿って具体的に記載してください。記入欄が足りない場合は本様式に準じて追加して構いませんが、合わせてA4、3枚以内で作成してください。

(1) リスク管理に関する方針

本事業等の特性等を踏まえだリスク管理に関する方針を簡潔に記載してください。

(2) リスクの把握と対応

上記以外の事業の安定性の確保について、具体的に記載してください。

(3) 保険の付保

要求水準書において提案に関する条件とした保険以外に、保険を付保する場合は、付保する保険の種類及び内容を具体的に記載してください。

種類	内容 (金額を含む)

提案受付番号:

提案受付番号:

(様式B J-4)

技術提案書（事業計画その他）

4. 本事業の早期効果発現のための措置

接続率向上に関する貢献策について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、以下の点を含めて、具体的に記述してください。

(1) 対象家屋と本施設との接続に関する業務（宅地内配管工事）に対する基本的な考え方

(2) 宅地内配管工事に関する住民負担軽減策の具体的な提案

①接続管実設に係る1メートル当りの標準工事価格

②工事料金の支払い方法

③業務期間

④その他

【留意事項】
本業務については、市からサービス対価は支払いません。

提案受付番号：

(様式B J-5)

技術提案書（事業計画その他）

5. 地域振興に対する貢献

地域振興に対する貢献策について、「業務要求水準書」及び「事業者選定基準書」の内容を踏まえ、本施設の整備に関し、地元企業の活用に関する基本的な考え方を記述してください。

【留意事項】
本事項の実施については、公募参加の要件とはしません。

提案受付番号：

7 様式BP-1価格提案書

BP-1	1	価格提案書 (全体)
BP-2	2	価格提案書 (内訳)
BP-3	3	建設委託料内訳書及び費用負担計算書
BP-3-2	3	建設委託料内訳書及び費用負担計算書
BP-4	4	維持管理委託料内訳書
BP-4-2	4	維持管理委託料内訳書

(様式BP-1)

価格提案書

1. 価格提案書 (全体)

件 名 加須市大越処理区農業集落排水事業

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

提案価格

(うち消費税額及び地方消費税の額 円)

上記価格で提案します。

年 月 日

加須市長 様

代表企業 所 在 地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ (印)

(注意事項)

- 1 提案価格は、建設委託料と維持管理委託料を合算した額 (様式BP-2のA欄) を記載してください。
- 2 提案価格は、消費税及び地方消費税を含めて記入してください。
- 3 価格は算用数字で表示し、あたりに¥を記入してください。

提案受付番号: _____

(様式BP-2)

(様式BP-3)

3 建設委託料内訳書及び費用負担計算書

「様式BP-3-2」に基づき、建設委託料内訳書及び費用負担の計算書を作成してください。

2 価格提案書 (内訳)

項目	単純合計	現在価値※3
総合評価に用いる価格 (1+2+3+4)	市で計算する。	—
S P Cに支払うサービス購入料 (1+2+3) ※1	A	—
1 建設委託料		
(1)建設委託料 (当該年度分)		
国庫補助金		—
埼玉県交付金		—
受益者負担金		—
地方債元本		—
(2)建設委託料 (過年度分) ※2		
割賦支払元本		—
割賦支払利息 (利率: %)		—
2 維持管理委託料		
固定費総額 (年間額: 円)		—
変動費総額 (年間額: 円) ※4		—
3 消費税及び地方消費税 ※5		—
4 地方債利息	市で計算する。	—

- ※1 S P Cに支払うサービス購入料の単純合計 A が様式BP-1に記入する提案価格になります。
- ※2 建設委託料 (過年度分) は、「サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書」に示す市の支払い方法により算定される市の支払額を記入してください。
- ※3 現在価値は、割引率4%で現在価値化した値を記入してください。
- ※4 変動費総額の年間額は、接続率が100%である時の価格を記入してください。単純合計には、様式BP-4-2で計算した15年間計を記入してください。
- ※5 消費税及び地方消費税はサービス購入料に係るものを記載してください。なお、割賦支払利息及び地方債利息には消費税はかかりません。
- ※6 1、2及び4の費用は消費税抜きで記入してください。

提案受付番号:

提案受付番号:

- ※ 建中金利は建設委託料（過年度分）とそれ以外に区分する。
 なお、建設委託料（過年度分）に係る建中金利の計算については、建設委託料（過年度分）の資金投入時期を建設期間中の各年度末と想定したものとする。
 （募集要項別紙1、第1、2、（1）で示す建設委託料（当該年度分）の地方債に係る支払い方法に準ずる。）
- ※ 補助対象事業費と非補助対象事業費は以下により、区分してください。
 (1) 非補助対象事業費の範囲
 管路施設： 末端1戸のみが利用している区間にある管路施設の建設に要する費用。
 なお、区間の取り方は、自然流下式ではマンホールを、真空式及び圧力式では2戸めの合流点を境界とします。
 汚水処理施設： 門扉、門扉、外構の建設費用。
 設計費、調査測量費、その他設計関連業務費及びその他経費：
 直接工事費全体に対する上記費用の比率を当該費用に乘じて得た総額。
 (2) 補助対象事業費の範囲
 (1) 以外の費用とする。
- ※ 国庫補助金、埼玉県交付金及び受益者負担金の補助対象事業費は、建設委託料の内訳書で計算した補助対象事業費に各項目の負担率を乘じてください。
- ※ 受益者負担金の非補助対象事業費は、建設委託料内訳書で計算した非補助対象事業費に受益者負担金の負担率を乘じてください。
- ※ 埼玉県交付金は市に対して5年間の均等分割交付となるが、本様式作成においては、考慮しない。（単年度で補助対象事業費の7.5%が交付されるものとして計算する。）
- ※ 地方債及び民間事業者調達資金については、元金のみの記入となります。
- ※ 民間事業者調達資金の建中金利は支払いスケジュール表のその他経費で見込んでください。
- ※ 地方債は、建設委託料の内訳書で計算した建設委託料計から、国庫補助金、埼玉県交付金、受益者負担金及び民間事業者調達資金を差し引いた額とします。
- ※ 計算では、インフレ率を考慮しないようにしてください。
- ※ 用紙は、A3縦書きで作成してください。（A4サイズに折り込み）

(様式B P-3-2)

建設委託料内訳書

(単位：円)

項目	H19年度			H20年度			H21年度			合計		
	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計
設計費												
工事監理費												
調査・測量費												
その他設計関連業務												
建設費												
管路施設												
管路												
ポンプ施設												
真空ステーション												
その他												
汚水処理施設												
土木												
機械設備												
電気設備												
建築												
門扉・門扉・外構												
その他												
その他経費												
保険料												
建中金利 計												
建設委託料（過年度分）に係る建中金利												
上記以外の建中金利												
開業費												
融資組成費												
公租公課												
会社運営費												
その他本施設の設計及び建設に関する所期費用と認められる費用												
建設委託料 計												
割引率（4%）			1.0000			0.9615			0.9246			
割引後合計												

費用負担計算書

項目	H19年度			H20年度			H21年度			合計		
	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計	補助対象事業費	非補助対象事業費	計
建設委託料（当該年度分）												
国庫補助金 5.0%												
埼玉県交付金 7.5%												
受益者負担金 8.5%												
地方債												
建設委託料（過年度分）												
民間事業者調達資金												
建設委託料 計												

(様式B P-4-2)

維持管理委託料内訳書

(単位:円)

項目	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	15年間計
固定費																
管路施設																
人件費																
電力費 (基本料金)																
水道費																
通信費																
点検費																
清掃費																
修繕費																
その他																
汚水処理施設																
人件費																
電力費 (基本料金)																
水道費																
通信費																
保守点検費																
水質検査費																
修繕費																
消耗品費																
その他																
会社運営等																
保険料																
公租公課																
その他会社運営に 係る費用																
計																
変動費																
管路施設																
電力費 (基本料金以外)																
汚水処理施設																
電力費 (基本料金以外)																
薬品費																
汚泥処分費																
計																
合計																
割引率(4%)	0.889	0.8548	0.8219	0.7903	0.7599	0.7307	0.7026	0.6756	0.6496	0.6246	0.6006	0.575	0.5553	0.5339	0.5134	
割引後合計																

※ 変動費は、接続戸数で計算される接続率を乗じて支払われます。接続率をH22年度15%、H23年度45%、H24年度77%、H25年度以降100%で計算してください。
 ※ 修繕費は、様式B1-4-2の修繕更新のサービス対価と整合をとってください。
 ※ 記入にあたっては、各項目欄には割引率を考慮しない金額を記入してください。
 ※ 本表では、インフレ率を考慮しないようにしてください。
 ※ 用紙は、A3版横書きで作成してください。(A4サイズに折り込み)

提案受付番号:

(様式B P-4)

4 維持管理委託料内訳書

「様式B P-4-2」に基づき、維持管理委託料内訳書を作成してください。

提案受付番号:

別添-1-1	管路施設設計計算書作成に当たったての留意事項
別添-1-2	管路施設 設計計算書(例)
別添-2	容量等計算書記入例
別添-3	汚水処理施設設計図記入例
別添-4	保守点検作業の概要記入例

加須市大越処理区農業集落排水事業
に関する基本協定書(案)

加須市大越処理区農業集落排水事業(以下「本件事業」という。)に関し、発注者(以下「甲」という。)と●グループ(以下「乙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、加須市大越処理区農業集落排水事業のために整備される管路施設及び汚水処理施設等(以下「本件施設」という。)の設計、建設、建設、維持管理・運営及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)を、乙の設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲とが締結することに向けて、甲及び乙の義務を定めるものとする。

(当事者の義務)

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の事業者選定手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後[事業契約締結の時/平成18年●月●日]までに、事業予定者を設立し、その登記事項証明書に甲に提出するものとする。

2 前項の場合、資格審査関係書類に乙の構成員として記載された者(以下「乙の構成員」という。)は、必ず事業予定者に出資しなければならないが、かつ、乙の構成員以外の者が事業予定者の議決権を保有してはならないものとする。乙の代表企業は、必ず事業予定者の議決権の過半数を保有しなければならないが、また、代表企業による事業予定者への出資の割合を事業予定者への出資の過半としなければならない。

(株式の譲渡)

第4条 乙の構成員のうち事業予定者の株式を保有する者は、事業契約が終了するときまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

平成●●年●●月●●日

(業務の委託、請負)

第5条 事業予定者による本件事業の実施に関しては、本件施設的设计に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、維持管理・運営に係る業務を●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約が事業予定者と甲との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設的设计、建設及び維持管理・運営に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約等（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を、甲に提出しなくてはならない。

3 第1項により事業予定者から本件施設的设计、建設及び維持管理・運営に係る各業務を委託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならぬ。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後平成19年1月31日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出しなくてはならない。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙は、本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びにこの構成員がそれぞれ署名押印し、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

発注者：加須市

[]

● グループ

● 会社 (代表企業)
代表者

● 会社
代表者

● 会社
代表者

● 会社
代表者

別紙1 出資者保証書の様式

するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

平成●●年●●月●●日

以上

加須市
〔 〕様

●●会社
代表者

出 資 者 保 証 書

●●会社
代表者

●●会社
代表者

加須市（以下「市」という。）及び〔SFC名称〕（以下「事業者」という。）との間で、平成●●年●●月●●日付けで締結された加須市大越処理区農業集落排水事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、優先交渉権者である●●会社、●●会社及び●●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成●●年●●月●●日に、会社法(平成17年7月26日法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、●●株であること。
(2) 優先交渉権者の保有する事業者の株式の総数は、●●株であり、そのうち●●株は●●会社が、●●株は●●会社が、●●株は●●会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、原本証明付の担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了するときまで事業者の株式を保有

事業契約書(案)

- 1 事業名 加須市大越処理区農業集落排水事業
- 2 事業場所 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上桶遺川の一部の土地とし、別紙1に示すとおりとする。
- 3 契約期間 平成19年1月●日から平成37年3月●日まで
- 4 契約金額 金●円
(うち取引にかかると消費税額及び地方消費税の額) 金●円
- 5 契約保証金 事業契約書第12条に定める履行保証保険契約の締結を条件として免除する。
- 6 その他特定条件 事業契約書中に記載のとおり

上記事業について、加須市長と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成●年●月●日

発注者 住所 加須市大字下三保290番地

氏名 加須市長 大橋 良一

事業者 住所

氏名

平成19年○月○日

埼玉県加須市

事業契約書(案)

加須市大越処理区農業集落排水事業

目次

第33条 (乙による完成検査)	16
第34条 (完成検査)	16
第35条 (引渡し)	17
第36条 (瑕疵担保等)	17
第3章 本件施設等の維持管理・運営	17
第37条 (維持管理要領書及び修繕計画書)	17
第38条 (本件施設等の維持管理・運営に伴う近隣対策)	18
第39条 (運営期間中の第三者の使用)	18
第40条 (運営開始の遅延)	18
第41条 (本件施設等の維持管理・運営)	19
第42条 (運営期間中の電力及び水道水等)	19
第43条 (汚水処理施設の設置及び運用条件)	19
第44条 (本件施設等の修繕及び機器・部品の交換)	19
第45条 (見学者の対応)	20
第46条 (甲による説明要求及び立会い)	20
第47条 (業務報告書等の提出)	20
第48条 (モニタリングの実施)	20
第49条 (第三者に及ぼした損害)	21
第50条 (不可抗力及び法令変更により生じた損害等)	21
第4章 料金の請求及び支払	21
第51条 (施設譲渡の対価の支払い)	21
第52条 (維持管理・運営業務にかかるサービス購入料の支払)	22
第53条 (サービス購入料の改定)	22
第54条 (サービス購入料の減額)	22
第55条 (サービス購入料の返還)	22
第56条 (甲の承諾が必要な事項)	22
第5章 契約の終了	23
第57条 (契約の終期)	23
第58条 (契約終了後の修繕)	23
第59条 (乙の債務不履行等による契約の解除)	23
第60条 (甲の債務不履行による契約の解除)	24
第61条 (甲の解除等)	24
第62条 (法令変更又は不可抗力による契約の終了)	24
第63条 (本件施設等の引渡前の解除の効力)	24
第64条 (本件施設等の引渡後の解除の効力)	25

第1章 総則	5
第1条 (総則)	5
第2条 (目的)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第4条 (定義) [語順並べ替え]	5
第5条 (本事業の概要)	6
第6条 (事業者)	7
第7条 (関係法令の遵守)	7
第8条 (権利義務の譲渡等)	7
第9条 (一括委任等の禁止)	7
第10条 (本契約以外の規定の適用)	7
第11条 (許認可等)	7
第12条 (履行保証)	7
第2章 設計及び建設	8
第13条 (建設用地等)	8
第14条 (施設の建設等)	9
第15条 (第三者への委任等)	9
第16条 (測量調査等)	9
第17条 (周辺家屋等影響調査)	10
第18条 (設計)	10
第19条 (建設委託料の変更等に代える設計の変更)	13
第20条 (設計協議等)	13
第21条 (書類の提出)	13
第22条 (施工体制)	14
第23条 (工事の施工)	14
第24条 (乙による工事監理者の設置)	14
第25条 (工期又は工程の変更)	14
第26条 (甲の検査)	14
第27条 (説明要求、立会い等)	15
第28条 (建設期間中の電力及び水道水等)	15
第29条 (損害)	15
第30条 (不可抗力による損害)	15
第31条 (試運転)	16
第32条 (本件施設の建設に伴なう近隣対策)	16

第65条	(損害賠償等)	25
第66条	(事務の引継等)	25
第67条	(契約終了時の原状復帰)	25
第6章	その他	26
第68条	(本件施設等の修理等に要する経費)	26
第69条	(法令変更等)	26
第70条	(不可抗力)	26
第71条	(乙の解散)	27
第72条	(保険)	27
第73条	(公租公課の負担)	27
第74条	(秘密の保持)	27
第75条	(著作権等)	27
第76条	(著作権の侵害防止)	27
第77条	(工業所有権)	28
第7章	雑則	28
第78条	(請求、通知等の様式その他)	28
第79条	(通貨及び端数処理)	28
第80条	(解釈)	28
第81条	(雑税法及び裁判管轄)	28
第82条	(疑義についての協議)	28
別紙1	事業場所	29
別紙2	事業場所に関する使用貸借契約書	30
別紙3	全体工事工程表	32
別紙4	不可抗力による増加費用等の負担割合	33
別紙5	法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	34
別紙6	保証書	35
別紙7	保険	37

埼玉県加須市(以下「甲」という。))と●(以下「乙」という。))は、加須市大越処理区農業集落排水事業(以下「本事業」という。))に関して、施設の設計・建設及び維持管理・運営等に関する事業契約(以下「本契約」という。))をここに締結する。

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が埼玉県加須市における農業集落排水施設の整備、維持管理及び運営に関する事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(定義)

第4条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理委託料」とは、本件施設等の維持管理業務及び運営業務に係る対価をいう。
- (2) 「維持管理・運営仕様書」とは、乙が本件施設等の維持管理及び運営のために作成する図書で本件施設等の取り扱い方法、維持管理の方法を記載したものをいう。
- (3) 「維持管理要領書」とは、乙が汚水処理施設の維持管理及び運営のために作成する図書で、汚水処理施設の処理特性、機能調整の方法等を詳細に記載したものをいう。
- (4) 「運営開始日」とは、運営開始予定日と第35条第1項による本件施設の引渡日の翌日とのいずれか遅い方の日をいう。ただし、当該日が平日でない場合には、それ以降直近の平日とする。
- (5) 「運営開始予定日」とは、平成22年4月1日をいう。
- (6) 「運営期間」とは、運営開始日から本契約が終了する日までの期間をいう。
- (7) 「汚水処理施設」とは、本事業における整備の対象となる処理水槽、建屋、各種機械設備、電機設備等からなるし尿及び生活雑排水を処理する施設をいう。
- (8) 「管路施設」とは、本事業における整備の対象となる管路、中継ポンプ、マンホール、取付管、公共ます等の施設をいう。
- (9) 「建設委託料」とは、本件施設の設計及び建設業務に係る対価をいう。
- (10) 「建設期間」とは、契約締結日から運営開始日の前日までの期間をいう。
- (11) 「サービズ購入料」とは、建設委託料及び維持管理委託料をいう。

- (12) 「サービス購入料の算出方法及び支払い方法説明書」とは、募集要項の添付資料として提示されたサービス購入料の算出方法及び支払い方法説明書をいう。
- (13) 「事業場所」とは、本件施設を設置し、本件施設等を維持管理し、運営するための場所として、別紙1に示された範囲の場所をいう。
- (14) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (15) 「大規模修繕」とは、土木構造物については、管路、マンホール、公共ます、管路施設の特設構造物、汚水処理施設の水槽等の全面的な修繕及び更新を、建築物については、建屋躯体の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕を、機械設備については、機器、配管の全面的な更新を、電気設備については、機器、配線等の全面的な更新を伴う修繕をいう。その詳細については、業務要求水準書表9、表14等において示される。
- (16) 「農業集落排水施設」とは、管路施設及び汚水処理施設をいう。
- (17) 「引渡予定日」とは、平成22年3月31日をいう。
- (18) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、テロその他甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象（募集要項等で基準を定めているものにあつては当該基準を超えるものに限る。）をいう。
- (19) 「平日」とは、日曜日、土曜日、並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日をいう。
- (20) 「法令変更」とは、税法を除く法令の制定及び改廃をいう。
- (21) 「募集要項」とは、甲により提示された本事業に係る募集要項をいう。
- (22) 「募集要項等」とは、募集要項及びその付属資料（質問回答書を含む。）をいう。
- (23) 「本件施設」とは、本事業において整備の対象となる汚水処理施設及び管路施設並びに既設管路施設に設置するマンホールポンプ等を総称して又は個別にいう。
- (24) 「本件施設等」とは、本事業において維持管理及び運営の対象となる本件施設及び既存管路をいう。
- (25) 「本件引渡日」とは、第35条に従い乙が甲に対して本件施設を現表に引き渡した日をいう。
- (26) 「民間事業者提案」とは、募集要項等に基づき優先交渉権者が行った提案をいう。
- (27) 「モニタリング及びサービス購入料の減額等方法説明書」とは、本事業に係る募集要項の添付書類として提示されたモニタリング及びサービス購入料の減額等方法説明書をいう。
- (28) 「優先交渉権者」とは、本事業に参加するために組成された、●を代表企業とし、●、●及び●を構成企業とする共同企業体（●グループ）をいう。
- (本事業の概要)
- 第5条 乙は、本契約に従い、その責任及び費用において、本件施設的设计及び建設を行い、本件施設等の維持管理及び運営を行うものとする。
- 2 本契約の履行のための資金調達が必要な場合、乙は自己の責任においてこれを行うものとする。

- (事業者)
- 第6条 乙は、本事業の遂行を目的として会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立される株式会社とし、本店所在地は埼玉県内に置くものとする。
- 2 乙は、運営期間の終了後においても、本契約の契約期間中に発生したすべての義務の履行が完了するまで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合はこの限りではない。
- (関係法令の遵守)
- 第7条 乙は、本契約の義務を履行するにあたり、募集要項に記載された関係法令、指針、要綱等を遵守しなければならない。
- (権利義務の譲渡等)
- 第8条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位又は本契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供することができない。
- 2 乙は、本契約の締結時点における株主以外の者に対して新たに株式を発行する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- (一括委任等の禁止)
- 第9条 乙は、本契約及び基本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業、本事業を構成する各事業又は各事業を構成する業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (本契約以外の規定の適用)
- 第10条 乙は、本契約の規定のほか、募集要項等及び民間事業者提案に従って、本事業を遂行するものとする。
- 2 本契約、募集要項等及び民間事業者提案の規定の間に矛盾、齟齬がある場合の適用関係については、本契約、募集要項等、民間事業者提案の順に優先されるものとする。
- (許認可等)
- 第11条 甲及び乙は、本契約上の義務を履行するために必要となる許認可を、それぞれ、自らの責任及び費用において取得する。
- 2 乙は、前項に基づいて行う許認可等の申請に際しては、甲に対し、書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 甲及び乙は、相手方から協力を求められた場合、前項に定める許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 乙は、本件施設の整備に必要な許認可等は、第34条に定める完成検査までにすべて取得しておくものとする。
- (履行保証)
- 第12条 乙は、建設委託料相当額並びに消費税及び地方消費税（ただし、支払利息を除く金●円）の100分の10に相当する金額（以下「契約保証金額」という。）以上の契約

保証金を本契約締結時に納付する。

2 乙は、前項に基づく契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債又は地方債の証券、鉄道証券その他の政府の保証のある証券、銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行した小切手、銀行が引受け又は保証若しくは裏書を付した手形、銀行に対する定期預金債権、銀行等又は保証事業会社の保証（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項）に規定する保証事業会社をいう。）を差し入れることができる。

3 前項にかかわらず、乙は、次に掲げる要件を満たした場合、前項の契約保証金の納付を免れることができる。

(1) 乙が保険会社との間において、甲を被保険者とし、保険金額を契約保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 乙から委託を受けた保険会社との間において、保険金額を契約保証金額とする工事履行保証契約を締結したとき。

第2章 設計及び建設

(建設用地等)

第13条 乙は、本契約、募集要項等及び民間事業者提案に従い、事業場所において本件施設を建設するものとする。

2 甲は、別紙2の様式及び内容の契約（以下「本件使用貸借契約」という。）を別途締結することにより、事業場所のうち、汚水処理施設の建設予定地となる土地（以下「汚水処理施設建設予定地」という。）を乙に無償で貸渡すものとする。

3 甲は、契約締結後、汚水処理施設建設予定地を現状のまま乙に貸し付けるものとする。

4 乙は、前項の規定により貸し付けを受けた汚水処理施設建設予定地を本件施設の建設以外の用途に使用してはならない。

5 乙が汚水処理施設建設予定地を前項に掲げる用途以外の用途に使用した場合は、甲は、直ちに、汚水処理施設建設予定地の明渡しを請求することができる。本契約に基づく場合を除き、乙が第三者に汚水処理施設建設予定地を使用させ、又は収益させた場合も同様とする。

6 乙は、汚水処理施設建設予定地の使用を開始した場合、使用を終了して甲に通知するまでの間、汚水処理施設建設予定地を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、事業場所における作業等につき、汚水処理施設建設予定地又はこれを管理する甲の事業所に適用される法令、許認可等の遵守事項及び甲の管理規程を遵守するものとする。

7 乙は、自己の責任及び費用において汚水処理施設建設予定地における安全管理及び警備等を行うものとする。本件工事の施工に關し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力に起因する増加費用として甲が負担する場合を除き、当該増加費用は乙が負担する。

8 乙は、汚水処理施設建設予定地以外の場所について甲の事前の承認を得て立入ることができる。ただし、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ甲の承認を得ることなく、事業場所以外の場所に立入ることができ。この場合、乙は、甲に対し立入り後その旨を通知しなければならない。

9 乙は、汚水処理施設建設予定地を建設期間終了後速やかに、乙の費用負担により、甲

の指図に基づく状態で返却するものとする。

(施設の建設等)

第14条 乙は、業務要求水準書に示す仕様に基づいて、本件施設を設計し、建設するものとする。

2 乙は、第21条第2項に従い、甲に提出して確認を受けた施工計画書に従い、本件施設を建設しなければならない。

3 仮設、施工方法その他本件施設の建設等に必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。

(第三者への委任等)

第15条 乙は、本件施設の建設にあたり、事業場所の調査又は本件施設の設計、建設の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、かかる委任又は請負の発注の14日前までに、甲に対してその旨を記載した書面を提出するものとし、かかる委任又は請負については甲の承諾を得た場合に限り、調査、設計又は建設の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

2 前項に規定する第三者又は請負を行う場合において、当該調査、設計又は建設の一部について当該第三者が再委任し、若しくは下請けするときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。

3 前2項に規定する委任、請負、再委任及び再請負は、すべて乙の責任において行うものとし、当該委任、請負、再委任及び再請負に係る第三者の責に帰すべき事由は、乙の責に帰すべき事由とみなす。

(測量調査等)

第16条 乙は、乙の責任（甲より提供を受けた調査結果（参考資料として提供されたものを除く。）についてはこの限りではない。）及び費用において、本件施設の建設に係る測量調査を行うものとする。

2 乙は、乙の責任及び費用において、事業場所の地質調査を行うものとする。

3 乙は、測量調査又は地質調査を行うため、事業場所については事前に甲の承諾を得て立入ることができる。また事業場所以外の場所については事前に甲の承諾を得て立入ることができる。

4 乙は、乙が行った測量調査又は地質調査の不備、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとする。

5 乙が行った地質調査及びその他の調査によって、又は調査後建設中に募集要項等に提示した条件と著しく異なる地下埋設物、埋蔵文化財又は土壌汚染が発見された場合、甲は、自己の責任及び費用において、乙が本事業を遂行できる状態とするものとする。

6 前項において甲が事業場所を整備するために工事を行う必要がある場合、甲及び乙は、協議により本件施設等の運営開始予定日を見直すことができる。かかる場合において、甲は、当該見直しによって乙に生ずる合理的な増加費用及び実損害についてののみ負担するものとし、その逸失利益についてはその名目を問わず、これを負担しないものとする。

- (周辺家屋等影響調査)
 第17条 乙は、乙の責任及び費用において、業務要求水準書に従い、周辺家屋等影響調査を行うものとする。
- (設計)
 第18条 乙は、本件施設について、業務要求水準書及び民間事業者提案に基づいて、自ら
 の数量及び責任において、設計を行うものとする。
 2 乙は、下記(1)乃至(3)に掲げる場合の一に該当する場合であつて、かつ、設計変更を
 必要とする理由が下記一覽表の「設計変更の原因」欄の一に記載された原因が存在する
 場合に限る。甲に対し、下記一覽表の「設計変更に伴う制約事項」欄に記載された条件に
 従つた内容の設計変更を申入れることができる。
 (1) 設計の変更を行わなければ、本件施設の整備が不可能又は著しく困難になる場合(乙
 に多額の増加費用が発生する場合を含む。)
 (2) 設計の変更を行わなければ、甲、第三者、周辺環境等に損害が生じる場合
 (3) 設計の変更に伴う増加費用が生じず、かつ、設計の変更により、本件施設の効用等
 の低下、整備スケジュールの遅延その他の本事業への悪影響が生じる可能性がない場
 合
 3 前項の申入れにかかる設計の変更の結果、本件施設の整備のための増加費用の発生が
 見込まれるときは、乙は、増加費用の発生理由、増加費用の金額及び算定根拠を示す資
 料を添付した上で前項の設計変更の申入れを行うものとする。
 4 甲が設計変更の内容が正当なものであると判断した場合、乙は、甲と協議の上、本件
 施設の設計の変更を行うものとする。
 5 甲は、必要があると認めるときは、本件施設について、乙に対して設計又は設計条件
 の変更を求めることができる。
 6 乙は、乙が行つた調査及び設計(設計変更によるものを含む。)の不備、誤り等によ
 り必要となつた調査及び設計(設計変更によるものとする。
 7 甲により設計変更が認められた場合、乙は、下記一覽表の「増加費用の負担者」欄の記
 載に従い、甲に対し、増加費用の負担を請求することができる。かかる請求がなされた
 場合において、甲が設計変更に伴う増加費用の発生理由、増加費用の金額及び算定根拠
 が合理的なもの(増加費用の発生を回避するための合理的措置を講じたことが要求され
 る。)であると認めるときは、下記一覽表の「増加費用の費用負担者」欄の記載に従い、
 甲が増加費用を負担するものとする(甲は、その選択により、増加費用の負担に代えて
 建設委託料を増額することもできる。)。ただし、甲が負担する増加費用額は、工事費
 内訳が確定した後には協議の上確定するものとし、民間事業者提案の建設委託料の見積り
 から増加した分を上限とする。また、設計変更の結果、乙の設計・建設又は運営・維持
 管理に係る費用の減少が生ずる場合、甲と乙の協議により当該減少分をサービスマン購入料
 から減ずるものとする。

設計変更の原因	設計変更に伴う制約事項	増加費用の負担者
① 道路管理者との道路の占有に関する協議の結果、道路復旧等の占有条件に起因する大幅な設計変更が必要となり、道路復旧等に係る増加費用が生じる場合	道路管理者との協議結果に従う。	・甲 ・ただし、乙の責めに帰すべき事由(乙の想定した地質条件と実際の地質条件等の相違を含むがこれに限られない)により発生した増加費用及び軽微な設計変更に伴う増加費用については、乙
② 管路施設が(独)水資源機構埼玉用水路(業務要求水準書別添一111加須市水路網図に示す「埼玉(独)以下」の支線水路は除く。)を横断する場合において、水資源機構との協議の結果、設計変更が生じ、これに伴い増加費用が発生する場合	(独)水資源機構との協議結果に従う。	・甲 ・ただし、乙の責めに帰すべき事由(乙の想定した地質条件と実際の地質条件等の相違を含むがこれに限られない)により発生した増加費用及び軽微な設計変更に伴う増加費用については、乙
③ 管路施設が上記②に示す埼玉用水路以外のその他の水路横断を行う場合において、当該水路管理者との協議の結果、設計変更が生じ、これに伴い増加費用が発生する場合	水路管理者との協議結果に従う。	・甲 ・ただし、乙の責めに帰すべき事由(乙の想定した地質条件と実際の地質条件等の相違を含むがこれに限られない)により発生した増加費用及び軽微な設計変更に伴う増加費用については、乙 ・水路のうち、業務要求水準書に示す埼玉用水路、長竹用水路、北方用水路、旧豊野用水路及び豊野用水路の支線水路の設計変更に関する増加費用は、乙
④ 地質調査報告書から推定し得ない全く新たな種類の地質が出現した場合、又は地質報告書に記載された機械がリーング、各種試験結果について、当該調査地点の実際の地質からみて、著しい誤謬が認められ、合理的な地層想定断面図の作成が困難な場合	可能な限り、業務要求水準書に従つた設計変更を行う。	・甲 ・ただし、乙の責めに帰すべき事由(地質報告書から推定し得ない全く新たな種類の地質が出現したこと又は地質報告書の著しい誤謬に起因するものは含まない。)により発生した増加費用及び軽微な設計変更に伴う増加費用については、乙 〔N&P:軽微な誤謬や合理的な地層想定断面図が作成できなれば、そもそも設計変更自体が認められないので、

			増加費用は問題にする必要はありません。」 乙
⑤	やむを得ず行う水道管の切り直し等工事において、甲との協議及び試掘調査の結果、乙が想定した地質条件等と実際の地質条件等の相違により、乙の実施した標準設計に従った水道管の切り直し等が困難であると判断した場合	甲と乙は協議の上、業務要求水準書に従った設計変更を行う。	
⑥	やむを得ず行う水道管の切り直し等工事において、乙が実施した標準設計の適用が可能な場合において、市水道管理者が、標準設計とは異なる設計を指示したことにより、設計変更が生じ、これに伴い増加費用が発生する場合	市水道管理者の指示に従う。 ・甲 ・ただし、乙の責めに帰すべき事由(乙の想定した地質条件と実際の地質条件等の相違を含むがこれに限られない)により発生した増加費用及び軽微な設計変更に伴う費用増加については、乙	
⑦	[N&P：本表において取扱いを決める必要がある場合は、設計変更が生じる場合に限り、本項は削除が良いのではないかと考えられます。ご確認ください。]		
⑧	管路施設とNTT埋設線との近接工事において、NTTとの協議の結果、設計変更が生じ、これに伴い増加費用が発生する場合	NTTとの協議結果に従う。	乙
⑨	不測の地下障害物として水道管が発見された場合	管路施設の平面線形及び縦断線形の軽微な調整により水道管を回避する。	乙
⑩	不測の地下障害物として転石等が発見された場合	管路施設の平面線形及び縦断線形の軽微な調整による設計変更に関し認められる。	乙
⑪	不測の埋蔵文化財が発見された場合	可能なかぎり、業務要求水準書に従った設計変更を行う。	別紙4の費用分担に従う。
⑫	①ないし⑩に掲げられたもののほか、設計変更を行うべき合理的な理由がある場合	その原因及び設計変更の内容に応じた甲の指示に従う。	乙 ・ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した増加

ある場合	費用については、甲(なお、甲の提供した地質報告書の内容が実際の地質と相違していた場合の増加費用については、④を適用することとし、本規定は適用しない。)
------	---

(建設委託料の変更等に代える設計の変更)

第19条 甲は、サービスマテリアルを増額すべき場合又は増加費用を負担すべき場合において、特段の理由があるときは、建設委託料の増額又は増加費用負担額の全部又は一部に代えて設計又は設計条件を変更することができる。この場合において、設計又は設計条件の変更内容は、甲と乙との間の協議により定める。ただし、協議開始の日から30日以内

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知しなければならぬ。ただし、甲が前項の建設委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(設計協議等)

- 第20条 乙は、本件施設の設計等に関し、適宜甲と協議するものとする。
 2 乙は、甲との打ち合わせの記録を作成し、甲の確認を受けるものとする。
 3 乙は、本件施設の設計等に関し、作業工程スケジュールを甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
 4 乙は、次条第1項の設計図書作成過程において、業務要求水準書に定める基本設計図書(別紙3の全体工事工程表)で定める日までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(書類の提出)

- 第21条 乙は、本件施設の建設について、別紙3の全体工事工程表に定める日までに業務要求水準書に示す実施設計図書を甲に提出し、関係法令、本契約、募集要項等及び民間事業者提案に基づいた内容であるか否かにつき、甲の確認を受けなければならない。なお、それらの図書の仕様及び部数については甲と乙が協議して定めるものとする。
 2 乙は、工事着手前に本件施設の建設工事に必要な施工方法、施工管理計画、実施工程等についての施工計画書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
 3 乙は、毎月甲が定める日までにその月の工事実績及び翌月の工事工程等についての工事管理状況報告書を作成し、甲に提出するものとする。
 4 乙は、工事の進捗に応じた検査を独自に実施し、その検査記録を保管し、工事施工管理状況報告書と合わせて、甲に提出するものとする。
 5 乙は、毎年度末に甲が行う中間検査の実施前に、独自に中間検査を実施し、中間検査報告書を作成し、甲に提出するものとする。
 6 甲は、前各項に掲げる書類が別紙3の全体工事工程表、業務要求水準書及び民間事業者提案に反するときは、乙に対してその旨を速やかに通知しなければならない。
 7 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において設計又は計画を修正し、再度甲

られた書類を作成して甲に提出する。

(説明要求、立会い等)

第 27 条 甲は、本件施設の建設について、建設開始前及び建設中、乙に対して事前に通知した上で説明を求めることができる。

2 甲は、本件施設の建設に関連して実施される検査及び試験に、乙の計画に合わせるよう立会いすることができる。

3 乙は、前項の検査又は試験を行う場合は、事前に甲に対してその旨を通知するものとする。

4 甲は、本件施設の建設工事の進捗よく状況、性能、その他甲が必要と認める事項について、乙に対して随時報告を求めることができ、必要に応じて性能を証明する書面の提出を求めることができる。

5 甲は第 1 項の説明を受けたこと、第 2 項により立会いを行なったこと、第 3 項の通知を受けたこと、第 4 項により報告を受けたことよって、本件施設の設計及び建設について責任を負うものではない。

(建設期間中の電力及び水道水等)

第 28 条 乙は、建設期間中、本件施設の建設工事に必要な電気、水道水等につき、業務要求水準書に従い、自らの責任及び費用において引込みをしなければならぬ。

(損害)

第 29 条 乙は、故意、過失及びその他乙の責めに帰すべき事由（乙から本件施設の建設工事を請け負った者及びその下請人等の故意、過失及びその他の者の責めに帰すべき事由を含む。以下同じ。）により、甲の施設を損壊し、その他甲又は第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときでも、乙がその損害を負担しなければならない。

3 本件施設の引渡し前に本件施設又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第 72 条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

第 30 条 甲が本件施設の完工を確認する前に、不可抗力により、建設中の本件施設、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知するものとする。

2 甲が前項に従い乙から通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）の状況を確認し、その結果を乙に対して通知するものとする。

3 第 1 項に規定する損害又は損失（追加工事に要する費用を含む。）に係る増加費用は

に提出して、甲の確認を受けけるものとする。

8 乙は、第 1 項及び第 2 項に定める書類について甲の確認を受けなければ、本件施設の建設工事に着手することができないものとする。

9 甲は、第 1 項、第 2 項及び前条第 3 項 4 項の確認を行ったことに基づき、本件施設の建設について責任を負うものではない。

(施工体制)

第 22 条 乙は、本件施設の建設にかかる施工体制に関する事項で甲が定めた事項を、甲の要求後遅滞なく甲に報告する。

(工事の施工)

第 23 条 乙は、甲に提出した月間及び週間工程表に従って、本件施設の建設工事を実施するものとする。

(乙による工事監理者の設置)

第 24 条 乙は、自己の費用負担で工事監理者を設置し、工事開始日までに甲に対して通知する。

2 乙は、工事監理者をして、甲に対して、毎月 1 回、本件施設の建設につき定期的報告を行わせることとする。また、甲は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する報告を求め、又は乙に対して工事監理者をして本件工事に関する報告を行わせるよう求めることができる。

3 乙は、工事監理者をして、甲に対して完成確認報告を行わせることとする。

(工期又は工程の変更)

第 25 条 甲及び乙は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

2 前項の工期又は工程の変更の可否については、甲と乙との協議で定めるものとする。かかる協議が整わないときは、甲が合理的な工期又は工程を定めて乙に通知し、乙はこれに従うものとする。

3 甲及び乙は、理由の如何を問わず、工期の延長が必要となるおそれが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。

4 第 2 項の工期又は工程の変更が乙の責に帰すべき事由に基づく場合には、その増加費用については乙の負担とする。

5 第 2 項の工期又は工程の変更が乙の責に帰すことのできない事由に基づくものと甲が認めた場合には、その増加費用については甲の負担とし、乙は、甲に対して通知の上、サービスマテリアルの改定を求めることができる。甲は本項に従い乙よりサービスマテリアルの改定を求められた場合、運営開始日までに改定に応じるものとする。

(甲の検査)

第 26 条 本契約に基づき甲が実施する検査の方法及び内容等については、特に本契約に別段の定めがある場合を除き事前に甲がこれを定め、乙に通知するものとする。乙は、甲の実施する検査に協力するものとし、甲乙協議の上、検査のために合理的に必要なと認め

別紙4に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議によりサービスマン購入料の見直しを行う。

(試運転)

第31条 乙は、本件施設について、建設期間中に、乙の費用負担により試運転を行うものとする。乙は、試運転開始予定日の21日前までに、試運転計画の概要を甲に通知しなければならぬ。

- 2 試運転に必要な電力、水道水等の調達については第28条の例による。
- 3 甲は、必要に応じて、第1項の試運転に、乙の計画に合わせて立会いことができる。
- 4 乙は本契約、業務要求水準書、民間事業者提案に示された性能が得られていることを確認し、性能を記録した報告書を作成するものとする。
- 5 第1項に規定する試運転の結果、本件施設の性能が確保されない場合は、乙は、すみやかに改善を行わなければならない。

(本件施設の建設に伴う近隣対策)

第32条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他乙が事業用地内及びその周辺地域で実施する工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

(乙による完成検査)

- 第33条 乙は、試運転終了後、乙の費用負担において本件施設の完成検査を行う。
- 2 乙は、甲に対して、乙が前項の完成検査を行う7日前までに、当該完成検査を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の完成検査において、本件施設の性能が充足されているか否かについて、甲乙間の協議で定める方法により検査する。
- 4 乙は、完成検査の後、本件施設の維持管理・運営業務を実施する人員に対し当該業務の遂行に必要なとなる研修を実施する等により、本件施設の甲への引渡までに、本件施設等の維持管理及び運営業務の実施のための体制を確保しなければならぬ。

(完成検査)

- 第34条 甲は、乙の請求により、前条第1項の試運転の終了後、運営開始日前に、本件施設について完成検査を行うものとする。なお、検査に要する費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲の実施する完成検査に協力しなければならない。
- 3 乙は、第1項の完成検査に立会うものとし、甲は、同項の完成検査において、同項に掲げる事項が確認されたと認めるときは、完成検査終了後速やかに、乙に対して完成検査結果について通知しなければならない。
- 4 第31条第2項及び同条第4項の規定は、第1項の完成検査の場合について準用する。
- 5 甲は、完成検査の実施により、本件施設の設計、建設、運営及び維持管理について責任を負うものではない。

(引渡し)

第35条 乙は、甲が前条第3項に規定する工事完成検査結果の通知書を乙に交付した後、引渡し予定日に（但し、乙が引渡し以降に前条第3項の完成検査結果に関する通知を受領した場合は、当該通知を受領した後速やかに）、本件施設を甲に引渡し、かかる引渡しと同時に甲は乙に受領書を交付するものとする。

- 2 前項の引渡しと同時に、本件施設（備品を含む。）の所有権は甲に移転するものとする。乙は、甲に対し、本件施設に関し担保権等の負担のない所有権を移転するものとする。
- 3 乙は、本件施設の甲への本件引渡日までに、竣工図書、工事精算書、設備台帳、建築確認申請図書及びその他各種申請図書を甲に提出するものとする。かかる図書の提出部数については甲乙の協議によるものとする。

(瑕疵担保等)

第36条 甲は、本件施設に瑕疵があるときは、乙に対してその修補を請求し、又はその修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に基づく瑕疵の修補及び/又は損害の賠償の請求期間については、次に掲げるとおりとする。

種類	請求期間
1 大規模修繕以外の修繕を予定していない施設、設備及び機器(業務要求水準書表9及び14参照)	第35条第1項による引渡しを受けた日から10年間
2 民間事業者提案又は長期修繕計画書において個別に更新時期が設定された施設、設備及び機器	当該更新時期が満了するまで。ただし、瑕疵担保責任の除斥期間が満了した後であっても、甲が、業務要求水準書に従い、乙に対し、日常修繕及び定期修繕を請求することを妨げられない。
3 その他の設備及び機器	第35条第1項による引き渡しを受けた日、購入又は更新がなされた日から2年間。ただし、瑕疵担保責任の除斥期間が満了した後であっても、甲が、業務要求水準書に従い、乙に対し、日常修繕及び定期修繕を請求することを妨げられない。

第3章 本件施設等の維持管理・運営

第1節 総則

(維持管理・運営仕様書、維持管理要領書及び各種計画書)

第37条 乙は、本件施設の引渡しの時までに、本契約、業務要求水準書及び民間事業者提案に基づき、本件施設等の維持管理・運営業務についての維持管理・運営仕様書及び各種長期計画書を作成し、甲に提出し、確認を受けるものとする。また、乙は、本件施設の引渡し後1年以内に、本契約、業務要求水準書及び民間事業者提案に基づき、維持管理要領書を作成し、甲に提出し、確認を受けるものとする。なお、維持管理・運営仕様

及び維持管理要領書には緊急時の対応についても規定しなければならぬ。

2 乙は、各事業年度の維持管理・運営業務についての各種年度計画書を、当該年度が開始する30日前までに甲に提出し、確認を受けなければならない。なお、乙が提案した長期修繕計画に基づく機器の更新を伴う場合、前年度の12月末までに修繕年度計画書を甲に提出し、承認を受けるものとする。

(本件施設等の維持管理・運営に伴う近隣対策)

第38条 乙は、自己の責任及び費用において、維持管理業務及び運営業務を行うにあつて合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前に内容を説明し、事後にその結果を報告する。

(運営期間中の第三者の使用)

第39条 乙は、維持管理業務及び運営業務の全部又は一部を第三者へ委任し又は請け負わせようとするときは、かかる委任又は請負の発注の14日前までに、甲に対してその旨を記載した書面を提出し、かつ、甲の承諾を得た場合には、維持管理・運営等業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。なお、かかる通知後14日以内に甲から特段の通知がない場合は、甲が承諾したものとみなす。

2 前項に基づき、第三者が乙から委任（廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令に抵触しない場合に限る。）を受け又は請け負った維持管理・運営等業務の一部について、更にその他の第三者にその一部を委任し又は下請人を使用するときは、乙は甲に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。

3 甲は、必要と認められた場合には、随時、乙から維持管理・運営等業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。

4 第1項及び第2項に基づく、受任者、請負人及び下請人（以下、本条において総称して「受任者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、受任者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(運営開始の遅延)

第40条 甲の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等若しくは汚水処理施設の維持管理・運営を開始できない場合、甲は、運営開始予定日から実際に本件施設等の維持管理・運営が開始されるまでの期間において、乙が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額を、乙に対して支払う。

2 乙の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の維持管理・運営業務を開始できない場合、乙は、運営開始予定日から実際に本件施設等の維持管理・運営業務が開始されるまでの期間において、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、運営開始日までの延滞日数に応じ、建設委託料並びにこれに係る消費税及び地方消費税（ただし、支払利息を除く金●円）につき年10.75%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

3 不可抗力により、工期延長等が生じ、運営開始予定日までに本件施設等の維持管理・運営業務の運営業務を開始できない場合、その遅延により乙に生じた合理的な増加費用

18

及び損害（運営遅延期間中の固定費等を含むがこれに限られない。）は、別紙4のとおり乙の負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議することができるものとする。

4 法令の変更が生じ、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の維持管理・運営業務を開始できない場合、当該業務を開始できないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙5のとおり乙の負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

第2節 本件施設等の維持管理・運営

(本件施設等の維持管理・運営)

第41条 乙は、自らの責任と費用負担において、運営期間中、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に基づき、維持管理・運営の業務を行う。

2 乙は、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に定める条件に従い、運営期間中、本件施設等の維持管理業務及び運営業務を行う責任を負う。甲は、乙が本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に定める条件に従い、適切な維持管理・運営体制のもと、維持管理業務及び運営業務に関し必要とされる水準のサービスを継続的に提供したことに對して、第62条の規定に従いサービス購入料を乙に対して支払うものとする。

3 甲又は乙は、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書を変更する場合、事前に相手方に対して通知の上、その対応について協議を行い、相手方の同意を得るものとする。ただし、業務要求水準書を起えて維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書を変更する場合で維持管理・運営に係る費用が増加するときは、特段の定めがある場合を除き、当該変更の通知を行なった者が当該増加費用を負担する。

4 乙は、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書の変更が必要と決めたときは事前に甲に変更点を説明した後に変更を行い、変更後の維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書を甲に提出して、変更箇所について甲の確認を得なければならない。

(運営期間中の電力及び水道水等)

第42条 乙は、サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書に従い、運営期間中の電気、水道水等の費用を負担するものとする。

(汚水処理施設の設置及び運用条件)

第43条 乙は、汚水処理施設の性能につき、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に規定される汚水処理能力を実現、維持及び確保し、それらの図書に従って受け入れた汚水を処理しなければならない。

(本件施設等の修繕及び機器・部品の交換)

第44条 乙は、本件施設等の修繕及び機器・部品の交換を、業務要求水準書並びに自ら提案した長期修繕計画書及び修繕年度計画書に基づき自己の責任及び費用において実施

19

する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本件施設等の修繕又は機器・部品の交換を行った場合、甲はこれに要した一切の費用を負担する。なお、本件施設等に付随する機器・部品（ただし、備品等を除く。）の交換等により新たに取得された機器・部品等の所有権は甲に帰属するものとし、甲に帰属しないものは乙がその所有権を保有する。

2 乙が、修繕又は機器の更新を行う場合、事前に甲に対してその内容その他の必要な事項を通知し、甲と調整を行うものとする。

3 乙が、本件施設等の修繕又は機器の更新を行った場合、乙は必要に応じて当該修繕又は機器の更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に提出しなければならない。

(見学者の対応)

第45条 乙は、甲が受け入れた本件施設等の見学者の対応を行うものとする。但し、乙は、かかる見学者の対応に際し、安全上、乙の日程上など合理的条件を付すことができるものとする。

第3節 甲による業務の確認等

(甲による説明要求及び立会い)

第46条 甲は、乙に対し、運営期間中、本件施設等の維持管理業務及び運営業務について、随時その説明を求めることができるものとし、また、本件施設等において維持管理・運営状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する維持管理・運営状況その他についての説明及び甲による確認の実施について甲に対して協力しなければならない。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件施設等の維持管理・運営状況が、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書、維持管理要領書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対して期限を定めてその是正を勧告するものとする。この場合、乙は甲に対して次条に規定する業務報告書においてかかる勧告に対する対応状況を報告しなければならない。

(業務報告書等の提出)

第47条 乙は、業務要求水準書に従い、維持管理・運営等業務の履行結果を正確に記載した業務日報を作成するものとする。業務日報に記載されるべき具体的な項目及び内容は、本契約締結後に乙が作成し甲に対して提出する業務計画書を基に、甲との協議を経て決定されるものとする。

2 乙は、運営期間中は、毎月、維持管理・運営業務にかかる各種業務報告書を作成し、翌月5日までに甲に提出するものとする。

3 乙は、各事業年度終了後1ヶ月以内に、当該事業年度に係る維持管理業務及び運営業務に関する業務年次報告書を甲に対して提出する。

(モニタリングの実施)

第48条 乙は、本件施設の引き渡しまでに、モニタリング及びサービス購入料の減額等方
法説明書に従い、モニタリング実施計画書を作成して甲に提示し、甲の承認を求めるものとする。

2 甲は、運営期間中、モニタリング及びサービス購入料の減額等方
法説明書及び前項のモニタリング実施計画書に従い、乙の業務のモニタリングを行う。甲のモニタリングの結果は、モニタリング対象月の翌月15日までに乙に通知するものとする。

3 乙は、何らかの事由で本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書、及び維持管理要領書に記載された維持管理業務及び運営業務に係るサービスの質又は内容を達成できない状況が生じ、かつ、これを乙自身が認識した場合、その理由及び状況並びに対処方針等を記載した書面を直ちに甲に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて甲に対してこれを報告しなければならない。

第4節 損害等の発生

(第三者に及ぼした損害)

第49条 乙が、維持管理・運営の業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲及び第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償しなければならない。また、維持管理・運営等業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を負担しなければならない。ただし、かかる損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担するものとする。

(不可抗力及び法令変更により生じた損害等)

第50条 不可抗力により、維持管理・運営等業務に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり甲の負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

2 法令の変更により、維持管理・運営等業務に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙5のとおり甲の負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

第4章 料金の請求及び支払

(施設譲渡の対価の支払い)

第51条 甲は、本件施設の甲への譲渡に対する契約代金として、金●●円並びにこれに係る消費税及び地方消費税からなる建設委託料をサービス購入料の算出方法及び支払い方
法説明書に定める方法により、乙に支払うものとする。

2 各年度末に支払われる建設委託料は、下記の金額を上限とする。ただし、甲は、各事業年度末に乙から提出を受ける翌事業年度の建設委託料の内訳書に基づいて、下記金額を修正することができる。

記	
平成18年度	●円
平成19年度	●円
平成20年度	●円
平成21年度	●円